

平成29年6月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 6 月 5 日 ( 月 )  
午後 2 時 00 分から 午後 3 時 16 分まで
- 2 場 所 小 矢 部 市 役 所 特 別 会 議 室 ( 2 階 )
- 3 議 事 議 案 第 8 号 農 地 法 第 3 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 2 件  
議 案 第 9 号 農 地 法 第 4 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 1 件  
議 案 第 10 号 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 2 件  
議 案 第 11 号 農 地 法 の 許 可 に 対 す る 事 業 計 画 変 更 承 認 申 請 に つ い て 1 件  
議 案 第 12 号 農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 制 定 に つ い て  
議 案 第 13 号 非 農 地 通 知 に つ い て 6 件

- 協議事項 1) 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
2) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

- 4 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) その他

出席委員 19 名

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1 番 米 田 淳 一 | 11 番 和 田 俊 信 |
| 2 番 前 田 稔   | 12 番 青 島 由 弘 |
| 3 番 出 合 正 虎 | 13 番 廣 田 俊 明 |
| 4 番 中 田 進   | 14 番 高 藤 孝 一 |
| 5 番 村 上 健 治 | 15 番 坂 田 信 一 |
| 6 番 高 田 法 定 | 16 番 干 場 賢 作 |
| 7 番 宇 川 傳 治 | 17 番 日 光 義 弘 |
| 8 番 中 島 一 朗 | 18 番 澤 儀 之   |
| 9 番 古 村 正 夫 | 19 番 石 田 義 弘 |
|             | 20 番 義 浦 英 昭 |

欠席委員 10 番 山 崎 和 英

発言者	発言事項
会長	<p>少しご案内のお時間より早いですが、ご出席の皆さんはお揃いですので6月度の総会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、5月末に、全国会長大会がございまして参加してきました。今まではTPPのことで大分盛り上がっていたのですが、何か尻すぼみというか自分自身がそんな思いだったのかそういう具合に感じておりました。非農地関係のものをもう少しはっきりしようとか、再生協の関係、県とか市町村で生産調整を進めると、これを全国規模のものでできないかという話が出ていましたが、それは無理だということでした。県選出の山田参議院議員、宮腰議員、橋議員と維新の会の吉田議員が出席されていました。盛んに吉田議員は農業のことについて勉強をさせてくれと1年前におっしゃっていた通り、新聞等でもよく質問をされています。</p> <p>例の米作のものについては、今までは県単位でいろいろやっていたけど、それを市町村まで落としてどこの地域がまだ協力をしていないのかを公にしたいという話が出ていました。新潟県でも全部が非協力的ではなくて、下越や中越が非協力的で上越の方では市町村によっては目標を達成しているということでございます。関東方面は市場が近いのでなかなかうまくい場合にはいかないなということでしたが、だんだん再生協を市町村まで落としたことでお互いに協力し合えるようにもっていきたいということでした。</p> <p>もうひとつは、過日1日に職務代理も一緒に新しい農業委員の選定委員会に出席しました。今回新しい農業委員を6月議会にかけられるということで、市当局からも出てきていただいて20名の名簿を、以前に皆さんお目にかかったことがある方もおられるかもしれません。5点満点の4項目。20点満点で採点されました。12点以下は却下するというような基本方針でございました。皆さん、17点から18点で、残念ながら満点の方はいらっしゃいませんでした。そういうことで、この6月議会に上程されると思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会6月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、19名出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>欠席委員は、山崎委員さんとなっております。</p> <p>議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。3番の出合委員さん、4番の中田委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第8号 「農地法第3条の規定による許可申請について」計2件</li> <li>○議案第9号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計1件</li> <li>○議案第10号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計2件</li> <li>○議案第11号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」計1件</li> <li>○議案第12号 「農用地利用集積計画の制定について」</li> <li>○議案第13号 「非農地判断通知について」計6件</li> </ul> <p>以上、6件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、順次審議いたします。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>

事務局	<p>議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号3番は、面積が1,131㎡、受付番号4番は面積が59㎡で売買により所有権移転を行おうとするものです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられておりますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。</p> <p>委員さんの調査報告の前に、若干補足説明をさせていただきます。まず3番について、現在の所有者が〇〇株式会社となっております。通常、株式会社は農地を所有することはできませんが、元々宅地であった所を畑に地目を変換されているため、現在の所有者が〇〇株式会社となっております。この〇〇さんの社長さんが譲受人である〇〇さんです。会社から、社長個人に対しての売買という形での申請となっております。</p> <p>4番については、所有者が小矢部市石動駅南土地区画整理組合。こちらは保有地となっている所が〇〇番地です。現況が田であるため地目も田になっていると。それを〇〇様が購入したいということで譲受人となっております。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇番の〇〇地区、〇〇委員さんより3番と4番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>ご苦労様でございます。まず3番の案件ですが、譲渡人は〇〇株式会社さん、譲受人は〇〇さんです。今ほど、事務局よりご説明のあった通りでして、ご本人にお話をお伺いしてきました。平成17年4月前までは、ここは宅地でした。〇〇さんはそちらで〇〇をやっておられましたが、火災に遭いまして〇〇を辞められました。その時に今はもう亡くなられた〇〇さんという方に手続きをしていただいて、平成17年4月15日に畑になりました。3年くらい前に、こちらの地番が新幹線絡みの関係で見に行ったときには、柿の木が数本植えてありました。今回確認に行くと、イチジク、野菜等がたくさん植えてありました。位置図をご覧ください。角の方に家と書いてありますが、こちらもう撤去されていてきれいに畑状態になっておりました。以上です。</p> <p>続いて、4番の案件ですが、駅南土地区画整理組合の換地が終わったということで、保留地が出ました。たまたまこの〇〇番地が、元々〇〇さんの所有地だったということで、今回また〇〇さんが購入されたということです。位置図の次のページをご覧ください。〇〇、〇〇番地は〇〇さんの土地でして、今回〇〇番地が一緒になったということで、この3筆はすでに1枚の圃場になっておりました。道路よりも低くなっていて、水田として耕作が可能な状態になっておりました。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります。ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>それから、〇〇さんは息子さんがもう後を継がれないということで、これで今回会社を完全にたたみたいということで、社長である〇〇さんが会社の物件をご自分個人のものにされたということです。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第8号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第8号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案9号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。2ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、面積が599㎡で、農家住宅敷地のため転用しようとするものです。位置図については、5ページをご覧ください。また、土地利用計画図を次のページに添付しております。</p> <p>この農地は、第2種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	○番の○○地区、○○委員さんより受付番号1番について調査報告をお願いいたします。
○○委員	ご苦勞様です。今回の申請のきっかけと言いますのが、昨年申請人の○○さんのお父様が亡くなられて、28年9月14日に相続をされました。その時に宅地が田であるということがわかりまして、今回4条申請をして正規の状態にしようということでございます。○○さんのお母様にお話を聞いてきました。平成13年に車庫を建てられた時から、15年くらい父親が気にかけていたらしいのですが、病気をしていたこともあり実現しなかったそうです。田である所に建物が建っているという話から、時系列で言いますと、昭和46年に他からこちらに来て自分の水田があった所に住宅を建てて、51年に農機具格納庫、61年に農作業所、平成13年に車庫を建てられましたが、申請をしなくてはならないということはその時は○○さんは知らなかったそうです。業者はいずれも○○の関連会社ということで、もう一度会社に確認してみるということでした。お母様は元○○の職員ということでした。面積は全体で599㎡で、1筆だけ位置図に車庫と書いてある所なんですけど、ここに○○というところが70.1㎡ありまして、ここだけが宅地ということで今回の申請地と併せると669.1㎡となります。こちらが手続き後、宅地になるということです。固定資産税はどうなっているかという、宅地並みの課税がされていました。先方の方も安心されていました。水利等につきましては、ここは独立していて、県道の上段にあるものですから、他の田に対しても特に問題は無いと確認して参りました。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてでありますけど、ご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第9号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第9号については「承認」といたします。 続いて、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。 受付番号6番は、面積が71㎡で、公衆用道路用地へ転用するため、所有権の移転を行おうとするものです。位置図については、7、8ページをご覧ください。なお、事業計画変更については、別に提出されております。 この農地は、第3種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 受付番号7番は、面積が149㎡で、倉庫敷地へ転用するため、所有権の移転を行おうとするものです。位置図については、10ページをご覧ください。この農地は、第3種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、9番の○○地区、○○委員さんより受付番号6番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	受付番号6番について報告させていただきます。譲受人は○○の○○さん、譲渡人は○○の○○さんです。申請地は○○の○○、地目は田で面積は71㎡です。位置図は7ページをご覧ください。申請理由としまして、○○の従業員用の貸駐車場へつながる公衆用道路だそうです。5月の総会で報告した時に、一緒にしたかったそうなんですけど、この1筆だけが漏れたということで今回追加での申請になりました。以上です。
会長	次に、○番の○○地区、○○委員さんより受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。

〇〇委員	<p>よろしくお願いします。譲受人は小矢部市〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。位置図の10ページをご覧ください。今回の申請地は赤く塗ってあります。この図の通り、〇〇の現況は宅地になっております。お話を聞きに行っていました。去年、平成28年にこちらの〇〇さんのお父さんの〇〇さんが亡くなりました。それで相続の手続きに入ったわけですが、その時にこの赤い所が農地の転用をしていなくて、〇〇さんの所有のままになっていたそうです。遡ると平成8年に、亡くなられたお父さんが息子のために倉庫を建てようということで、自宅に隣接する〇〇さんの農地を譲り受けて、ご自分で倉庫を建てられたそうです。申請についても全てお父さん任せにしていたので、ご自分は知らなかったそうです。去年の相続の時に初めて知ったそうです。今回、始末書も出ております。これからはこのようなことは一切無いようにしたいということです。土地改良区からも、地元の区長さんからも承認の印鑑を頂いております。そして、隣接する田んぼについては、近辺に田んぼは道を挟んだ反対側にある田んぼだけなんですけど、新しい〇〇の〇〇の後ろ側にある田んぼくらいしかないのですが、そちらは私が耕作してまして、用排水についても問題ありません。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてでありますけど、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第10号については「承認」としてよろしいですか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第10号については「承認」といたします。続いて、議案第11号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第11号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明します。議案書の4ページをご覧ください。 受付番号1番は、先に審議していただいた5条申請受付番号6番と同時申請であります。先月、審議していただいた〇〇駐車場に付随した公衆用道路用地を追加したもので、内容につきましては、今回の5条申請案件と同様です。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件は、事業計画の変更です。よろしいですか。</p>
〇〇委員	<p>ちょっと、すみません。6番の5条申請で審議したものを、同じものをここで審議するのですか。</p>
事務局	<p>先月まで遡るんですが、5条申請の説明にもありましたが、こちらの公図がめちゃくちゃで、それを整えてからでないと、公衆用道路の申請ができないという状況でした。それで、先行して先月駐車場だけを申請しました。公図の方が整ったので、改めてというか、追加でこの公衆用道路を申請するのですが、駐車場として申請しているの、今回は駐車場プラス公衆用道路ということで事業変更になりました。</p>
〇〇委員	<p>ようするに、書いてないけど、ここは駐車場なんですか。事由及び施設の内容はここは無記載ですよ。</p>
事務局	<p>そうですね。公衆用道路ということになります。今回の申請は駐車場プラス公衆用道路。</p>
〇〇委員	<p>前はそう上がってきているけど、今回、ここは初めてなんですよ。</p>
〇〇委員	<p>さっき公衆用道路だと言っていた。</p>

事務局	すみません。書いておかないといけませんでした。抜けていました。先月の申請は駐車場、今月の申請は駐車場プラス公衆用道路です。
〇〇委員	その部分に、今回の部分がかかっていますよね。先月にここはなくて、今月かけられたんでしょう。そうすると、道路と書いておけば、変更にならないのではないですか。
事務局	譲受人も、今回同じ〇〇さんで、先月は緑色の部分が申請に上がってきました。左の方に北から南にかけて、公衆用道路を付け替えて造りますという、道路と公衆用道路ですね。先月の緑色の中は大半は駐車場ですが、左側に公衆用道路を付け替えて造るという、その道路と接続する部分なんです。ですので、別件扱いにはできなくて、県の方から同じ案件として取り扱うようにと言われました。別にすれば、面積も小さくて済むんですが、一つの案件として下さいということでした。
〇〇委員	わかりました。
会長	続いて、議案第12号の「農用地利用集積計画の制定について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第12号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。 内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が6件で、面積が50,696㎡であり、新規が1件、更新が5件となっております。 「6年以上10年未満」が4件で、面積が13,766㎡であり、新規が1件、更新が3件となっております。 「3年以上6年未満」が8件で、面積が29,724.95㎡であり、更新が8件となっております。 「1年以上3年未満」が1件で、面積が674㎡であり、更新が1件となっております。 合計は19件で、面積が94,860.95㎡であり、新規が2件、更新が17件となっております。 申請の内容は7ページから10ページに記載の通りです。これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてであります。何かご質問等はございませんか。
会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第12号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第12号については「承認」といたします。 続いて、議案第13号「非農地通知判断について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第13号についてご説明いたします。議案書11ページをご覧ください。 これについては、長期間耕作されていない農地が、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かを国が定めた判断基準に基づき農地か非農地かを判断するものです。 総会において非農地と判断されますと、21ページの(案)のとおり非農地通知書を発行し、所有者において地目変更登記をしてもらうこととなります。 今回の案件は、〇〇3件、〇〇3件の計6件です。〇〇の3件は県施行の治山事業後に保安林指定予定地内に地目が農地のものがありそれを変更するものです。位置図12ページをご覧ください。この赤枠部分が保安林予定地であり、その中の一部に農地が含まれています。次のページの黄色の部分が農地であった所でございます。この部分を農地か非農地か判断するものでございます。 〇〇の3件は、長期間耕作されていない農地を農地か非農地かを判断するものです。以上です。

会長	<p>それでは、○番の○○地区、○○委員さんより調査番号2番から4番までの調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>それでは、報告させていただきます。5月26日に高岡農林振興センターの○○と○○さんと同行いたしました。見ていただきました。まず、○○の案件です。位置図の12ページをご覧ください。こちらに砂防の堰堤を造りまして、そのためにこの堰堤の下の方に農地として残っている場所を今回保安林指定するものでございます。堰堤の工事が完了しているものでございます。今回報告させていただく3件につきましても、すべて工事をできているものなのですが、農地のままではなく、正式に保安林指定する中で正規の完了形にしたいという国の指導があったということです。</p> <p>次は16ページをご覧ください。○○地内に農地があるものです。こちらも分かりにくいと思いますが、ちょうど真ん中に田んぼがあるものです。この下の方に手を広げたような形の水面が見えるかと思えます。こちらは○○地区の○○という溜池です。この○○池の上流に土砂が入るのを防ぐための堰堤を計画した訳です。その堰堤を造った所に、17ページをご覧ください。ちょうど堰堤の所に田があるということで該当する所のみ今回保安林指定をするということでございます。ちょっとわかりづらいと思いますが、そういう風に見てください。昔はこういう所で田んぼを作っていたという所です。立派な堰堤ができたということです。</p> <p>続きまして、20ページをご覧ください。ちょうど○○沿いの圃場整備の工事をやったわけですが、今回やっている所は赤線の所の一部で地滑りが発生しまして、その復旧のために復旧治山事業を取り入れ、22、23ページにありますように堰堤及び集水井、上流につきましては地滑りの発生を予防する切土をやったり、集水井を2基造ったり、山側の水を排除するための水路も増えたと思えます。全て敷地内における工事の施設に係る農地の保安林指定をするという案件でございます。当然、今後とも農地であるということは認められないということで、今回の非農地申請でございます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>次に○番の○○地区、○○委員さんより調査番号5番から7番までの調査報告をお願いいたします。</p>
○○委員	<p>それでは報告致します。番号5番は位置図の25、26ページと27ページの写真でございます。5月27日に相続人の○○さんと事務局と3人で立会いの下、調査いたしました。位置図の25ページ、上の方にあります。○○の学校林の近くにありまして、現在は写真の通りで20年以上耕作してなくて、雑木が生えているということで非農地化の申請がありました。</p> <p>続きまして、番号6番は○○さんの田んぼで、○○地区に1枚と○○に数件あります。まず、○○の方は位置図の28ページです。ここは昔畑をしていましたが現在は雑木が生えていて機械も入って行けないので非農地化したいということです。写真は34ページにあります。このように雑木が生えています。次に○○の方ですが、筆数はたくさんありますが、小さな田んぼばかりです。写真は32ページです。ほとんど雑草が生えていて谷の間にあるので大型の機械などは入らないということで、谷底になる所が全部昔は田んぼをしていたそうです。こちら20年くらい耕作をしていないということでこのようになっているそうです。申請者さんも高齢でご自分ではもう耕作はできななので、非農地化してほしいということです。こちらもご本人と立会いの下、確認して参りました。よろしくお願ひします。</p> <p>番号7番の○○さんの相続人である○○さんも施設に入っておられまして、○○さんの娘さんがおられまして、3月に一度私と地区の○○さんと3人で立会いの下、見て参りました。こちら20年以上耕作はしてなくて、位置図は35ページです。○○の裏の辺りで、大分山の中です。福光境の辺りで大堤よりも上、○○地区の水源よりは上で、高齢であるし不慣れた立地のためなかなか耕作はできなかったそうです。写真は40、41ページです。41ページの方は、雑木がたくさん生えていてどうにもならないということです。ここは道路も分断されてぜんぜん車は入って行けません。そういうことで、非農地化してほしいということで調査をいたしました。以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>○○地区の位置図の黄色と青色の違いは何ですか。公図上に色別してありますが。</p>
事務局	<p>地目が田と畑の違いです。青色が畑地です。</p>
○○委員	<p>事務局にお伺いしますが、○○地区のこの工事は平成28年とか25年に完成とか書いてありますが、その当時、前もって田や畑があることは。</p>

事務局	現在と以前とでは農地の取扱いが変わってきています。昔は同じように保安林にする工事をして、保安林にしたいけど地目は田でした。当然元から現況は山なんですけど、工事しても地目は田や畑のままです。ただ、保安林指定をする時は地目が山林でないといけないので、昔は治山関係の担当の係から農業委員会の方に照会がありまして、こういう総会の場合での非農地通知というプロセスを経ずに、事務局の方で現地を確認した上で、現況が農地ではないという報告をして、向こうの方で登記を変更されていたという流れがありました。しかし、県の治山関係の方から今後はそれではだめですよと指導を受けまして、しっかりと委員会の許可を受けて、ここは農地ではないという非農地の通知をもって地目を変えてくださいという指導があったそうです。それが初めて該当したので今回お願いしました。
〇〇委員	もう工事してしまって、保安林になっているんでしょう。
事務局	工事は終わっているんですが、指定するに当たって地目を変えないといけないのでということです。
〇〇委員	今のお話ですが、今回から変わったということですが、以前やった所は地目が田のままの所が残っているということですか。
事務局	以前のものは事務局の方から治山関係の担当の係の方に確認したら、委員さんではなく事務局で確認をして、ここは農地ではないですという非農地通知をもって、地目を変更されていましたが、今後は厳しく厳格に委員さんに。
〇〇委員	法務局で。
事務局	変えられています。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第13号については「非農地」と判断いたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 次に、協議事項について事務局より説明していただきます。
事務局	協議事項の内容について、簡単にご説明いたします。別紙資料をご覧ください。 1)平成29年度の目標及び、その達成に向けた活動計画からですが、従前の実績を鑑みて作った活動計画です。こちらの様式につきましては、改正農業委員会法に対応しております。 2)平成28年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価の内容については、総会等の委員会事務でありましたり、農地の利用状況調査を始めとした遊休農地等の対策への活動実績、認定農業者さんの担い手の状況とか、農地の利用集積とかの実績や点検・評価などが書いてあります。 こちらは6月末までに県へ報告し、同時に市のホームページにて公開をしていきたいと考えております。まだ日もありますので、この内容につきまして、お気づきの点やご意見などがございましたら本日以外でもかまいませんので、事務局の高地までご連絡を頂きたいと思えます。よろしく申し上げます。
会長	また目を通していただいて、何かお気づきの点がございましたら〇〇さんまで連絡してあげてください。 それでは、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)業務報告・予定 3)その他(委員の募集状況について)



会長	それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。
事務局	少し、補足をさせていただきます。今ご説明しました資料の中で6ページ目に登記申請書というもの、こちらについても申請内容に基づいて内容を埋めたものを参考としてご本人さんにお渡ししようかと考えております。ここに押印して、非農地の通知を持って法務局の方へ出していただければ申請できますよという状態までご用意をしてご本人さんにお渡ししたいと考えております。
〇〇委員	本人さんに書き直してもらおうということですか。
事務局	ご自分ではなかなかされないと思うので、こちらで記入して、押印してもらうだけのものにしようかと考えております。
事務局	その中で、相続登記がまだ終わっていないとか、住所が変わっている場合とか、また添付書類を作らないといけないので、その辺はまた法務局なり土地家屋調査士なりにご相談いただければと思います。
〇〇委員	〇〇の場合でも、相当な筆数がありますよね。これだけの筆数だと相当な登記をとらないといけないのですか。
事務局	変更登記については登録免許税はありません。
〇〇委員	申請だけで地目変更はできると。
事務局	はい。あとは、先ほど言いました相続が終わっていないと、除籍謄本とか添付書類とかがいろいろ必要になるので、それに係る費用はあります。
〇〇委員	これにはたくさん地番があるけれども、これは地番ごとに。
事務局	そうですね。
会長	非農地証明については、また事務局の負担になりますが、相談しながら地区の農業委員さんと進めてください。耕作放棄地がたくさんあると言われないようにまたひとつ。
会長	先ほどの、〇〇で建物を建ててもらってという件がありましたが、〇〇に建設部門があるので、手続きをきちんとやってもらっているだろうと施主の方は信用してされていると思うので、今後農家の住宅、作業所などは申し入れだけでもしておいてもらえればと思います。
会長	他に無いようでしたら、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。閉会の挨拶を〇〇職務代理よりお願いいたします。

職務代理	<p>挨拶も後2回ということで、うれしい様なさみしい様な。頃合いも今、水無月と書いて水の月というらしいのですが、これからだんだん梅雨に向かっていって貴重な晴れ間がだんだん少なくなっていく。かといって、水も大事ですので、最後の方麦秋、麦の刈り取り、最盛期だと思います。農業新聞を見ておりますと、蚕のごとく企画した先ほどの挨拶で会長さんも言っておられたTPPとGAPに農業生産工程管理。GAPを受ける受けないというのはまた別として、これから、運用工程の事故、農薬のミスとか、機械作業の事故、人身事故など無いように、GAPも受けるとなると大変ですが、日々心にとめて作業をよろしく願います。</p> <p>そして、次回7月5日は今期の方の最後の総会になります。次期も再任が確定された方もたくさんいらっしゃると思いますが、皆さん、出席の方よろしく願います。今日は終わります。どうもご苦労様でした。</p>
	6月総会終了

上記のとおり総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名する。

平成29年6月5日

会 長            米 田 淳 一

議事録署名委員 3 番            出 合 正 虎

4 番            中 田 進